

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

### 【概要】

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いを一部変更しました。

詳しくは、以下の項目及び別添資料「補足 Q&A」をご確認ください。

#### 1. 主な変更項目

「医学的所見の判断（又は依頼）時期」と「サービス担当者会議の判断時期」

#### 2. 変更の背景

ケアマネジメントプロセスの観点から、「医学的所見の判断（又は依頼）」を、サービス担当者会議の判断に先行して行っていたところですが、実際の現場では、サービス担当者会議において、初めて福祉用具が必要であると議論されるケースも想定されます。

#### 3. 変更点

サービス担当者会議において、初めて福祉用具が必要であると議論された場合については、サービス担当者会議の開催当日、又は開催直後の診断日に医学的所見を依頼することを可能とします。

なお、医学的所見の判断を先に行っていただくという原則は、変更ありません。